

試作「封之秉墓誌銘」詠注（北魏·孝昌二年閏十一月十九日·五二六）〔書法〕

【原文】

【蓋】魏故幽州刺史封侯銘

【銘文】魏故封使君墓誌銘

君諱之秉，字顯政，渤海修人也。蓋軒袁之遐胤（注1）、黃帝左師封巨之后也（注2）。十二世祖党，漢末五官中郎將。八世祖岌，梁州刺史。高祖纂，車騎府長史、閔內侯。曾祖哲，州主簿，治中、東宮庶子、燕郡太守。祖愔，郡功曹。父渾，諫議大夫，上党汝南汝北三郡太守。君稟岳為靈（注3）、資川誕氣（注4）。風飄立於齠始（注5）、孝友播于弱齡（注6）。年七歲，乃慨然有贊世之意焉（注7）。遂靖志書林（注8）、翱翔禮圃（注9）。神機開爽（注10）、有同自然（注11）。至而幼秉謙光（注12）、少敦仁厚（注13）。尊師重信（注14）、敬長承先（注15）。雖復古之上造，未以加也（注16）。遠自踰童（注17）、味道彌篤（注18）。貴寸陰於將暮（注19）、賤尺璧而非珍（注20）。若乃辭兼蔚炳（注21）、思并春雲（注22）。海浜霞英（注23）、風搏岳峙（注24）。浩浩焉（注25）、崇崇焉（注26）。固已跌班馬而長驅，其深不可測也（注27）。君以為治民之道（注28）、非專禮樂（注29）。安上濟氓（注30）、事兼文武（注31）。設孤之義不墜（注32）、觀德之訓在焉（注33）。遂復頗閱兵書（注34）、時閑弓馬（注35）。体若生知（注36）、無假因習（注37）。至於項發口縱之能（注38）、俯蹄月支之妙（注39）。固已工倅擬刺（注40）、術等貫豪（注41）。豈伊規矩中則（注42）、踰霜飲羽而已哉（注43）。年廿、以太和二十三年出身奉朝請、尋為員外散騎侍郎、復轉司徒中兵參軍。太尉元王器寔時珍（注44）、寵兼周邵（注45）。允厘太府（注46）、式尺民英（注47）。乃復轉君為記室參軍、俄加轉車將軍。未幾、復拜越騎校尉、後轉從事中郎。君体仁成器（注48）、履信為基（注49）。恪謹居朝（注50）、勤公政理（注51）。至而昧且將朝暇寐之誠（注52）、夙夜匪躬之節（注53）。諒亦炳發丹青（注54）、詳書篆素（注55）。豈伊借美當時（注56）、取異世談而已（注57）。後遷左軍將軍、尚書庫部郎。復知監法駕（注58）、都將造仗事（注59）。日（日？）以吳會未賓（注60）、狡焉為寇（注61）。戎旃之寄（注62）、實佇英謀（注63）。乃復假君征虜將軍、東道別將。君遂受服廟庭（注64）、襲行天罰（注65）。霜戈翳日（注66）、雄戟耀天（注67）。朱旗暫指（注68）、群醜自靡（注69）。鉦鼓所臨（注70）、六軍降靡（注71）。雖復雲長之於白馬（注72）、何以過焉（注73）。方當掃清江澣（注74）、祈望衡霍（注75）。上天非吊（注76）、遭疾於軍。君以病篤求還（注77）、有詔聽許（注78）。以孝昌元年九月五日至于大梁之東、終於公館之次。春秋四十有五矣。君姿容麗風（注79）、風韻恢雅（注80）。輕財重義（注81）、信友愛人（注82）。兼少善聲歌（注83）、尤長絃竹（注84）。王公百辟（注85）、莫不交焉（注86）。由是朝英繼軌（注87）、國彥雲歸（注88）。譬猶江漢之會鱗胄（注89）、鄭林

之迺羽族(注90)。英颯懋(注91)、鬱爾孤飛(注92)。玉振金声(注93)、俄然自遠(注94)。君雖身羈朝黻(注95)、而志託陵雲(注96)。於是山賓慕響(注97)、門庭相繼(注98)。君皆給之衣糧(注99)、贍以資餌(注100)。所蒙振救者(注101)、固難得而言矣(注102)。方將控白鸞而上征(注103)、乘玄虬于雲路(注104)。望層城之九重(注105)、窺三巢於玄圃(注106)。報年不永(注107)、嗚呼悲哉(注108)。以其月十九日柩達于洛陽永年里之第。帝用悼焉。追贈持節平北將軍幽州刺史、賜以牢饌(注109)、諡曰□□□、礼也。以孝昌二年閏十一月十九日遷葬于方山大石嶺之西南孟夫人神塋之右。庶芳迹可尋(注110)、幽棺匪固(注111)。豈不素旗肇建(注112)、泪慟行眸(注113)。敬勒淵猷(注114)、式昭泉路(注115)。其詞曰、洪源海浜(注116)、崇基岳峙(注117)。嗣美連華(注118)、篤生夫子(注119)。灼灼名駒(注120)、昂昂千里(注121)。比霧虬申(注122)、陵風鳳起(注123)。猗我公(注124)、幼擅雕龍(注125)。衿華月淨(注126)、袖美行風(注127)。在人伊宝(注128)、処物斯鎔(注129)。脱巾素里(注130)、冠彼鴛鴻(注131)。履仁成德(注132)、孝友為基(注133)。非礼不蹈(注134)、唯善斯依(注135)。或翔文閣(注136)、或栖武闈(注137)。如龍下漢(注138)、似鳳雲飛(注139)。壯氣虬昇(注140)、雄心電聳(注141)。所謂伊仁(注142)、寔兼其勇(注143)。短旆神舒(注144)、長旌昼擁(注145)。比亮余輝(注146)、方何齊踵(注147)。天称与善(注148)、昔言其信(注149)。允矣君子(注150)、雲胡匪振(注151)。宝匣潜光(注152)、琨(鋸)鋸毀刃(注153)。如何万古(注154)。終成一櫬(注155)。天道何長(注156)、泉夜未央(注157)。玉雞無旦(注158)、金爐詎香(注159)。雲悲暮檣(注160)、風切秋楊(注161)。式鐫幽壤(注162)、無絶遺芳(注163)。

【訓読】

魏の故の幽州刺史封侯の銘

魏の故の封使君の墓誌銘

君の諱は之秉、字は頤政、渤海修の人なり。蓋し軒袁の遐胤、黄帝左師封巨の後なり。十二世祖党、漢末の五官中郎将。八世祖爰、梁州刺史。高祖纂、車騎府長史、関内侯たり。曾祖哲、州主簿、治中、東宮庶子、燕郡太守たり。祖愔、郡功曹たり。父渾、諫議大夫、上党汝南汝北三郡太守たり。君は稟岳靈を為し、資川誕気たり。風颯韶始に立ち、孝友弱齡に播す。年七歳、乃ち慨然して贊世の意有り。遂に志を書林に靖んじ、翱翔礼圃す。神機にして開爽、自然を同じくする有り。幼秉謙光に至り、少敦にして仁厚し。尊師重伝し、長を敬い先を承はる。復古の上造と雖も、未だ以て加へず。遠自踰童にして、味道にして篤を弥くす。寸陰を将暮に貴び、尺璧を賤して珍に非ず。若し乃ち辞は兼にして蔚炳、春雲を思并す。海浜の霞英は、風搏岳峙たり。浩浩焉たり、崇崇焉たり。固より已に班馬に跌して長く駆け、其の深測るべからざるなり。君は以て治民の道を為し、礼楽を専らにするに非ず。上に安んじて氓を

済ひ、事は文武を兼ね。設孤の義は墜ちず、徳を観るの訓在るか。遂に復た頗る兵書を閲し、時に弓馬を閑。体は生知の若く、假無く習に因る。項発口縦の能に至り、蹄を俯し月支の妙たり。固より己に工侔しく刺を擬し、術等豪を貫く。豈に伊れ規矩の中則、霜を踰え飲羽するのみならんや。年廿、太和二十三年を以て奉朝請を出身とし、尋して員外散騎侍郎と為り、復た司徒中兵参軍に転ず。太尉元王、器寔にして時珍、寵は周邵を兼ね。允に太府に厘し、式民英に尽く。乃ち復た君為記室参軍に転じ、俄に転車將軍を加ふ。未だ畿せず、復た越騎校尉を拜し、後に從事中郎に転ず。君の体は仁にして器を成し、信を履み基を為す。恪謹して居朝し、公に勤し政理す。昧且將朝暇寐の誠に至り、夙夜躬の節に匪ず。諒に亦た丹青を炳發し、篆素を詳書す。豈に伊れ美を借りて時を当て、世談を取異するのみ。後に左軍將軍、尚書庫部郎に遷す。復た知りて法駕を監し、都將造仗の事。日（日？）以て呉会未だ賓せず、狡焉にして寇と為る。戎旆の寄、英謀を実佇し。乃ち復た假君征虜將軍、東道別將たり。君遂に廟庭に受服し、天罰を龔行し。霜戈は日を翳（かざ）し、雄戟天を耀かす。朱旗暫く指し、群醜自ら廢す。鉦鼓して臨む所、六軍降靡す。復た雲長の白馬においてすと雖も、何を以て過ぐ。方当に清江滸に帰せんとし、衡霍に祈望す。上天吊に非ず、軍に遘疾す。君以て病篤して還らんを求むるも、詔有りて聴許す。孝昌元年九月五日を以て大梁の東に至り、公館の次に終る。春秋四十有五。君の姿容は麗風、風韻は恢雅。財を軽んじて義を重んじ、友を信じ人を愛す。兼ねて少くして声歌を善くし、尤も絃竹に長ず。王公百辟、交はらざるなし。是に由りて朝英は軌を継ぎ、国彦雲帰す。譬へ猶お江漢の会鱗胃すれども、鄭林の羽族を廼す。英颯懋実たり、鬱爾孤飛す。玉振金声にして、俄然にして自ら遠し。君は身羈朝敵すると雖も、志託は陵雲たり。是に於て山賓慕響、門庭相ひ継ぐ。君は皆給の衣糧、瞻うに資餌を以てす。蒙する所振救する者、固より得難くして言ふ。方將に白鸞を控へて上征せんとし、玄虬を雲路に乗る。層城の九重を望み、三巢を玄圃に窺ふ。報年永からず、嗚呼悲しいかな。其の月十九日を以て洛陽永年里の第に柩達す。帝用て悼む。持節平北將軍幽州刺史を追贈し、賜はるに牢饌を以てし、諡に曰く□□□、礼なり。孝昌二年閏十一月十九日を以て方山大石嶺の西南孟夫人神塋の右に遷葬す。庶芳の迹尋ぬべし、幽棺固に匪ず。豈に肇建を素旗せざらんや。泪は行眸を働き、敬んで淵猷を勅す。泉路を式昭す。其の詞に曰く、洪源の海浜、崇基の岳峙。美を連華に嗣ぎ、篤生たる夫子。灼灼たる名駒、昂昂千里。霧に比し虬申び、陵風は鳳起す。猗なり我が公、幼擅なり雕龍。華月の淨なるを衿（むす）び、美を袖して行風す。在人たり伊の宝、処物斯の鎔。脱巾して素里し、冠たる彼の鴛鴻。仁を履み徳を成し、孝友基為り。礼に非ざれば蹈まず、唯だ善斯れ依る。或もの文閣を翔し、或もの武闈に栖す。龍の如く漢に下り、鳳に似て雲飛す。壮氣にして虬昇り、雄心は電聳す。所謂伊仁は、寔れ其の勇を兼ね。短旆に神舒び、長旌に昼擁す。比亮余輝は、方に何ぞ斉踵せん。天与善を称し、昔言たり其の信。允なるかな君子、雲胡振るに匪ず。宝匣は光を潜し、琨（鋌）鋸は刃を毀つ。万古は如何、終に一櫬を成

す。天道何ぞ長し、泉夜未だ央ならず。玉雞且無し、金爐詎ぞ香る。雲暮檣を悲しみ、風秋楊を切る。式幽壤を鑄し、遺芳を絶つ無し。

【口語訳】

魏の元の幽州刺史封侯の銘

魏の元の封使君の墓誌銘

君の諱は之秉、字は頤政、渤海修の人である。思うに黄帝の跡継ぎであり、黄帝の側近や師匠の末裔である。十二世祖の党は、漢末の五官中郎将。八世祖の岌は、梁州刺史。高祖の纂は、車騎府長史、関内侯である。曾祖の哲は、州主簿、治中、東宮庶子、燕郡太守である。祖の愔は、郡功曹である。父の渾は、諫議大夫、上党汝南汝北三郡太守である。君には生まれながらに山岳の靈魂が宿っており、川の靈を助け、氣を生まれさせた。つむじ風が幼児に始まる頃に立っており、父母兄弟に尽くすことは若いときから広く及んでいた。年七歳にして、志を立てて天下を助ける意思があった。そのまま志を学問に立て、さまよった。靈妙で変化が大きく、打ち開けて爽やかで、自然と同じである。幼秉謙光に至り、幼いときから謙虚でその徳が抜きん出ており。重要な内容を尊師が重ねて伝え、年長を敬い先君の教えを承った。復活した上造という秦代の爵位であっても、加えることはなかった。遠自踰童にして、道理を極め篤を積んだ。日没直前のわずかな時間を貴び、大きな玉壁を重要視しなかった。さて、文書は優美さ、鮮明さを兼ね、春の雲を思った。海のほとりの紅花は、風波が山のようにそばだ。広大であることよ、高いことよ。つまずいて隊列を離れた馬が長く走り、その深さは測ることができない。君は民を治める道とし、礼樂を専らにするものではない。上位に安んじ民を救い、文武を兼ねた。設孤の義は落ちることはなく、徳行を見ることができない。そのままた兵書を沢山読み、よく治まり武芸が盛んになった。生まれながら道を知り、道はこれまでの習慣に従った。両馬はよく人の意を理解し、馬にまたがって仰いだ。既に工は等しく刺をまね、術は豪を貫いた。どうして正しい方向が定まらず、霜を飛び超え槍で物体を深く射るのだろうか。年廿のとき、太和二十三年で奉朝請となり、尋があつて員外散騎侍郎となり、また司徒中兵参軍に転じた。太尉の元王は、人間の器は当時の優れた人物であり、恵みは周公旦や邵公龍の意思を兼ねていた。会計の役所を適切に管理し、公的な行事でも民間の英知を結集した。そこでまた君為記室参軍に転じ、急に転車將軍を加えられた。未だ就かなかつたために、さらにまた越騎校尉を拜し、後に従事中郎に転じた。君子は身体が仁の道にかなっており、信を踏み行うことが基本となった。謹んで朝廷に勤務し、公に勤め政治の道を行った。明け方、早朝のうたたねの誠にたどり着き、朝から夜まで我が身を顧みず王事に

尽くした。誠に赤と青の色を発し、詳しく篆書で書いた記録を書く。美しい時を借り、社会の評価とは異なるものを取った。後に左軍將軍、尚書庫部郎に遷った。知って天子の車を見、都將造仗を務めた。日々呉県と会稽郡が従わず、狡猾に敵となった。戦に用いる旗に寄、優れた謀をなした。またた假君征虜將軍、東道別將となった。君は遂に御靈屋で降伏を受け入れ、謹んで天罰を行った。白く光る矛が日光を覆い、干將の作ったと言われる劍は天を輝かした。赤い旗がしばらくさされ、群衆が自ら廢れた。兵事に臨み、敵の六軍が降伏しなびいた。また長い雲が白馬にあっても、なぜ過ぎるのか。川の畔に帰ろうとし、海や山の神に祈りをささげた。軍行中に病氣になった。君子様は病氣であることを理由に都に帰ることを求め、詔を出して許した。孝昌元年九月五日に大梁の東に至り、公館の次に亡くなった。年齢は四十五。君は容姿が優れ西北から吹く麗風のようなすがすがしさがあり、風度は広く雅びであった。つまりぬ宝に道義を持、友を信じ人を愛した。善行をかね歌声に優れ、弦竹をうまく使いこなした。王侯と多くの君は、交わらない者はなかった。ここで朝廷の英才は前人の道を受け継ぎ、国の男児は雲に帰した。例え江漢の会に鱗胄があっても、鄭林の羽族に到ることはないだろう。優れた風貌は世間に知れ渡っており、憂えて群れを離れて一人飛んだ。文章や道徳が盛んであり、急に遠くになってしまった。一人朝廷の任に付き、志が強く勇氣が盛んであった。ここで山中からの偉人も慕い寄り、門前の土地を継いできた。君は皆に衣類と食料を分け与え、動物を助けるに餌を使った。覆って賑わし救い、得がたいことを言った。まさに神鳥に引かれて上昇しようとし、黒龍に乗って雲の道を進んだ。崑崙山の最も高い九重から望み、崑崙山上にあるという仙人の居処をうかがった。人の年齢は永いことはなく、ああ悲しいことよ。その月の十九日に洛陽永年里の自宅で亡くなった。帝は悼み、持節平北將軍幽州刺史を追贈し、牢饌を賜った。諡□□□□と言うのは礼である。孝昌二年閏十一月十九日をもって方山大石嶺の西南孟夫人神塋の右に遷葬した。たくさん前賢の行迹は確認することができる、棺に治めるのは永久にあるのではない。どうして創建の白絹を立てないことがあるか。涙はひとみを嘆かせ、謹んで功績を刻み、冥土の世界を明らかにした。その詞にいう。大本の海浜は高台がそばだっている。美をレンゲに繋ぎ、天からの資質を受けた男子よ。才能のある人物よ、馬が千里を行く。霧にならびみずちが伸びるようであり、風に乗り徳が起こった。ああ我が君、龍の文様を刻むように文書を巧みに飾っている。美しく汚れない月と結び、教育感化されている。人のなかにあるよこの宝、事物を調べることよ。官を退いて故郷に帰る冠を付けた賢人。仁を身につけ徳を成し遂げ、孝順友愛を基本としている。礼儀にあわないものに踏み込まず、ただ善によりいつている。あるものは文閣の周辺を飛び、ある者は王宮の小門にいる。龍のごときであり、鳳が雲の間を飛んでいる祥瑞の様子がある。竜の子が天に昇るように壮氣盛んであり、雄々しい心は早くそびえる。いわゆる伊仁とは、勇氣の気持ちを兼ねている。短い旗には神が宿、長い旗には昼に抱く。明るい日、沈む夕日は、どうして等しく継がせることができる。

きないのか。天は与善を称す、昔の言葉は信用に値する。誠の君子であることよ、なぜ振れないのか。宝玉の箱は光を隠し、名刀は刃をこぼす。古いことはいかがであろうか、遂に一つの埋葬する形となった。天の道は長いことがあるうか、冥土の世界はまだ半ばである。神鶏が鳴いても夜明けが来ることはなく、金属の香炉はどのくらい香るのか。雲が悲しそうに棺を見送り、風が秋の柳を切っている。地下の世界のことを刻み、香りが絶たれることはない。

【注記】

01 蓋軒袁之遐胤 思うに黄帝の跡継ぎであるという意。軒袁は軒轅。黄帝の名。『史記』五帝紀に「黄帝者、少典之子、姓公孫、名曰軒轅。」とあり、同司馬相如伝に「軒轅之前、遐哉、邈乎。」とある。遐胤は文献に引用はない。元鑿墓誌銘に「蟬聯遐胤」とあり、蘭將墓誌に「慶鍾遐胤」とある。跡継ぎ。

02 黄帝左師封巨之后也 黄帝の側近や師匠の末裔であるという意。左師は春秋の官名で、宋に左師・右師あり、四郷を左右に分ちて左師は左（東）の二郷を領し、右師は右（西）の二郷を領した。『左伝』僖公九年に「宋襄公即位、以公子目夷為仁、使為左師以聽政、於是宋治、故魚氏世為左氏。」とあり、『左伝』文公七年に「夏四月、宋成公卒、於是公子為右師、公孫友為左師。」とあり、『左伝』襄公九年に「二師令四郷正敬亨」の注に「二師、左右師也。」とあり、その疏の「宋国之法、二師分掌其方、左右各掌其二郷。」とあり、『史記』宋微子世家に「平公三年、楚共王拔宋之彭城、以封宋左師魚石。」とある。封巨は黄帝の師匠のこと。『史記』孝武本紀に「黄帝時雖封泰山、然風后、封巨、岐伯令黄帝封東泰山、禪凡山、合符、然后不死焉。」とある。

03 君稟岳為靈 稟岳も為靈も文献には出典がない。墓誌銘には楊遁墓誌銘に「上稟岳靈、下庇家慶」とあり、楊仲礼墓誌銘に「厥稟岳靈、誕膺世載」とあり、楊謚墓誌銘（同出の墓誌銘数件を含む）に「君上稟嶽靈、下膺家慶」とある。君には生まれながらに山岳の靈魂が宿っているという意。

04 資川誕氣 資川も誕氣も文献には出典がない。資川は荀景墓誌銘に「資川岳之靈、幼而有知、長而通敏」とあり、王道習墓誌銘は「公下資川、嶽芒稟星辰。」とある。川の靈を助け、氣を生まれさせる意。

05 風飄立於齟始 つむじ風が幼児に始まる頃に立っているという意。風飄はつむじ風。旋風。『呉子』論將篇に「居軍荒澤、草楚幽穢、風飄數至、可焚而滅」とあり、『晋書』杜預の子錫に「落落焉其有風颺者也」とあり『宋書』庾信伝に「風颺局力、又無等級可言」とあり、『南齊書』王儉伝に「秋葉辭條、不假風飄之力」とある。齟は幼児の歯が生え替わる幼児。文献には出典がないが、王導墓誌銘に「初孝敬備於齟始」とある。

06 孝友播于弱齡 父母兄弟に尽くすことは若いときから広く及んでいたという意。孝友はよく父母に仕え、兄弟に親しむ意。『書経』君陳篇に「惟孝、友于

兄弟、克施有政。」とあり、『詩経』小雅・六月篇に「侯誰在矣、張中孝友」の毛伝に「善父母為孝、善兄弟為友。」とあり、『周礼』春官、大司楽に「掌成均之法、以樂徳教国子、中和祇庸孝友。」とある。播は広く及ぼす。弱齡は若い年。

07 乃慨然有贊世之意焉 志を立てて天下を助ける意思があつたという意。慨然は志を奮い起こす様。『後漢書』范滂伝に「登車攬轡、慨然有澄清天下之志」とある。贊世は天下を補佐治理する。『周礼』女御篇に「凡祭祀贊世婦。大喪掌沐浴。」とあり、『三国志』蜀志・馬良伝に「尊兄應期贊世、配業光國、魄兆見矣。」とあり、『晋書』祖逖伝に「後乃博覽書記、該涉古今、往來京師、見者謂逖有贊世才具。」とある。

08 遂靖志書林 とうとう志を学問に立てる意か。靖志は立志。『文選』張衡「思玄賦」に「既防溢而靖志兮、迫我暇以翱翔。」とあり、その李善注に『字林』を引き、「靖、立也。」とある。書林は書物が多く集まっているところ。蔵書室。文人士者の群れ。『後漢書』儒林伝に「孝和亦數幸東觀、覽閱書林。」楊雄「長楊賦」に「今朝廷純仁、遵道顕義、并包書林。」とある。

09 翱翔礼圃 翱翔はさまようこと。『広雅』釈詁篇に「翱翔、浮游也。」とあり、『詩経』齊風、載駟篇に「魯道有蕩、齊子翱翔。」とあり、その毛伝に「翱翔、彷徨也。」とあり、『詩経』檜風、巷裘に「狐裘翱翔、猶逍遙也。」とある。礼圃は不明。

10 神機開爽 靈妙で変化が大きく、打ち開けて爽やかな意。神機は靈妙な働き。変化極まりない働き。『隋書』柳機伝に「雄亮名節自立、忠正見稱、審之神情開爽、頗為疎放」とあるのが最も近い意か。『淮南子』齊俗訓に「神機陰閉、劓剛無迹、人巧之妙也。」とあり、『魏志』陳思王植業伝に「登神機、以継統。」とある。開爽は、打ち開けて爽やかな意。『晋書』祖逖伝に「兄該納等、並開爽有才幹」とある。

11 有同自然 自然と同じである意。有同は如同。『尚書』周書・無逸篇に「殺無辜。怨有同。」とあり、『孟子』離婁下篇に「今有同室之人鬪者。」とある。墓誌銘には元寿安墓誌銘に「有同一変、無敢三欺」とあり、長孫子梵墓誌銘に「有同用捨」とあり、馮景之墓誌銘に「有同步素」とある。

12 至而幼秉謙光 幼いときから謙虚でその徳が抜きん出たという意。謙光はへりくだって益々その徳が現れること。『易経』繫辭下伝に「謙、尊而光。」とあり、その疏に「謂尊者有謙而更光明。」とある。また、『魏志』高貴郷公伝に「示外以章公之謙光焉。」とあり、『晋書』傅祗伝に「祗既居端右、每宣君臣謙光、仁以恩懷。」とある。

13 少敦仁厚 幼い頃から情け深く手厚いという意。仁厚は仁愛寛厚の意味。情け深く手厚い。『荀子』富国篇に「其仁厚足以安之」とあり、『韓非子』外儲説右下篇に「田成恒以仁厚為圃池也。」とあり、『漢書』宣帝紀に「誠愛結于心、仁厚之至也。」とあり、『南史』虞寄伝に「寄少篤行、造次必於仁厚、雖

僅豎未嘗加以聲色。」とある。

14 尊師重伝 重要な内容を尊師が重ねて伝えること。『漢書』に「詔曰、國之將興、尊師而重傳。」とあり、『宋史』に「帝自弱齡、尊師重傳。」とある。

15 敬長承先 年長を敬い先君の教えを承るとのこと。敬長は年長者を敬うこと。『礼記』祭義篇に「先王之所以治天下者五。貴有德。貴貴。貴老。敬長。慈幼。此五者。先王之所以定天下也。」とあり、『孟子』尽心上篇に「親親仁也。敬長義也。」とあり、『韓詩外伝』に「君不知敬長、則民不知貴親。」とあり、『漢書』翟方進伝に「臣聞國家之興、尊尊而敬長、爵位上下之禮、王道綱紀。」とある。承先は『毛詩』国風・鄘・相鼠篇に「承先君之化。無禮儀也。」とあり、『魏書』封卓妻劉氏墓誌銘に「爰制夫婦、統業承先。」とある。

16 雖復古之上造、未以加也 復活した上造という秦代の爵位であつてもという意。復古はいにしえに返す意。『詩経』小雅、車攻篇に「宣王、復古也。」とあり、上造は秦の爵位名。功劳を称するために置かれた。漢も秦制を設け、第二級の爵とした。

17 遼自踰童 不明。

18 味道弥篤 道理を極め篤を積む意。味道は体味道の哲理、体察の道理の意。『晋書』成簡公伝に「性朴素、不求榮利、潛心味道、罔有干其志者。」とあり、『魏書』常景伝に「嚴公體沉靜、立志明霜雪。味道綜微言、端著演妙說。」とある。また、弥篤は『晋書』劉寔伝に「二十餘年、浩然之志、老而彌篤。」とあり、同子廩 廩子恒伝に「常布衣蔬食、年老彌篤。」とあり、同紀瞻伝に「慎行愛士、老而彌篤。」とある。

19 貴寸陰於將暮 日没直前のわずかな時間を貴ぶこと。寸陰はわずかな時間の意。『淮南子』原道篇に「聖人不貴尺之壁、而重寸之陰、時難得而易失也。」とある。將暮は『史記』屈原伝に「日昧昧其將暮、含憂虞哀兮」とある。日暮れ。

20 賤尺璧而非珍 賤尺璧は大きな玉璧を重要視しないこと。『晋書』葛洪伝に「謝浮榮而捐雜藝、賤尺璧而貴分陰」とあり、『宋書』范泰に「古人重寸陰而賤尺璧、其道然也。」とある。非珍はめずらしいものと見なさないこと。

21 若乃辞兼蔚炳 さて、文書は優美さ、鮮明さを兼ねる意。若乃は句の開頭部分。さて、の意味。辞兼は『周書』柳慶伝に「慶操筆立成、辞兼文質。」とある。また蔚炳は優美、鮮明、華美の意。『魏書』術芸伝江式伝に「又建三字石經於漢碑之西其文蔚炳、三体復宣。」とある。

22 思并春雲 春の雲を思ったという意。春雲は春の雲。また女子の美髪を言う。『晋書』阮籍等伝賛に「秋水揚波、春雲歛映」とある。《花月痕》第七回に「春雲低掠兩鴉鬢、小字新鐫在玉山。」とある。

23 海浜霞英 海のほとりの紅花。海浜は海のほとり、人のいない所。『書経』禹貢篇に「厥土白墳、海浜広斥。」とあり。霞英は紅花。唐周繇「看牡丹贈段成式」詩に「金蕊霞英疊彩香、初疑少女出蘭房。」とある。

24 風搏岳峙 風波が山のようにそばだつ。風搏は風波の意味か。岳峙は山のようにそばだつ意。『夏侯湛 江上泛歌』に「驚翼兮垂天、鯨魚兮岳峙」とあり、『隋書』虞綽伝に「雲浮岳峙」とある。

25 浩浩焉 浩浩は『詩経』小雅、雨無正篇に「浩浩昊天、不駿其德」の集伝に「浩浩、広大貌」とあり、『礼記』中庸篇に「淵淵其淵、浩浩其天」の章句に「浩浩、広大貌」とある。広大な様。

26 崇崇焉は高いさま。隆々。『文選』揚雄「甘泉賦」に「崇崇園丘、隆隱天兮」とあり、その李善注に「崇崇、高貌也。」とある。

27 固已跌班馬而長驅、其深不可測也 つまずいて隊列を離れた馬が長く走り、その深さは測ることができないという意。跌はつまずく。班馬は隊列を離れた馬。離れさま。『左伝』襄公十八年「有班馬之声、齊師其選」の杜預注に「夜遁馬不相見、故鳴。班、別也。」とある。長驅は軍隊や馬を長く走らせること、遠くまで敵を追って行くこと。『戦国策』齊策に「長驅到齊、晨而求見」とあり、『史記』秦本紀に「造父為穆王御、長馳帰同、以救乱。」とある。

28 君以為治民之道 君は民を治める道とするという意。治民は『書経』召誥篇に「王厥有成命、治民今休」とあり、『左伝』哀公十一年に「士不能死、何以治民」とあり、『漢書』公孫弘伝に「此人者、治民之本也」とある。また、治民之道は『梁書』元帝に「尚訪治民之道、放勛入於姑射、猶使樽俎有歸」とある。

29 非専礼楽 礼楽を専らにするものではないという意。礼楽は礼節と音楽。『礼記』樂記に「樂也者、情之不可變者也。禮也者、理之不可易者也。樂統同、禮辨異。禮樂之説、管乎人情矣。」とある。

30 安上濟氓 上位に安んじ民を救うこと。安上は上位に安んじること。『易経』萃篇に「象曰、齎否涕漢、未安上也」とある。濟氓は濟民。民を救う。『書経』武成伝に「惟爾有神、尚克相予以濟兆民、無作神羞。」の毛伝に「神庶幾助我渡民危害、無爲神羞辱。」とある。

31 事兼文武 文武を兼ねる意味。『陳書』高祖 陳霸先下は「西漢城陽、事兼功烈」とあり、『南史』王曇首伝に「沐浴唐風、事兼比屋」とあり、『晋書』孝武帝 司馬曜伝に「疆場之虞、事兼平日。」とあり、『宋書』廬江王緯伝に「事兼家國、推鋒履險」とある。

32 設孤之義不墜 設孤は『元史』劉秉忠伝に「鰥寡孤獨廢疾者、宜設孤老院、給衣糧以為養。」とあるがはっきりしない。

33 觀德之訓在焉 德行を見ることがの教えはここにあるという意。觀德は德行を見る。『書経』咸有一德篇に「七世之廟、可以觀德。萬夫之長、可以觀政。」とあり、『史記』樂書篇に「是故君子反情以和其志、廣樂以成其教、樂行而民鄉方、可以觀德矣」とあり、『法言』寡見篇に「所謂觀、觀德也。」とある。訓は教え。

34 遂復頗閱兵書 遂にまた兵書を沢山読んだという意。兵書は『漢書』芸文志に「凡兵書五十三家、七百九十篇、圖四十三卷。」とあるように古代軍事著作の総称。

35 時閑弓馬 よく治まり武芸が盛んになった意。時閑は時世が静かによく治まること。『三国志』蜀書馬良弟諤伝に「若乃和光悅遠、邁德天壤、使時閑於聽」とあり、弓馬は游術と馬術。転じて武芸・武士等の意味。『後漢書』陳龜伝に「家世辺將、雄於北州。」とあり、『三国志』呉史 韓当伝に「以便弓馬、有膂力、幸於孫堅。」とあり、『晋書』王濟伝に「好弓馬、勇力絶人。」とある。

36 体若生知 生知は生まれながらに知る、生まれながら道を知ること。『論語』季氏篇に「生而知之者也。」とあり、『抱朴子』勸学篇「人理之曠、道德之遠、陰陽之變、鬼神之情、緬邈玄奥、誠難生知。」とある。体若生知の類似表現として『魏書』高祖孝文帝紀に「尼父稟達聖之姿、體生知之量、窮理盡性、道光四海。」とある。

37 無假因習 道はこれまでの習慣に従ったという意。辛穆墓誌銘に「無假因習」とあり、王令嬌墓誌銘に「貞閑之操無假因習」とある。無假は真、道。『莊子』徳充符篇に「審乎無假、而不与物遷。」の注に「明性命之固当、任物之自遷。」とあり、同天進篇に「審乎無假、而不与利遷。」とある。因習はこれまでの習慣に従うこと。『魏書』釈老志に「終恐因習滋甚、有虧恒式。」とある。類似の表現として、高樹生妻韓期姫墓誌銘に「無假伝習」とあり、宇文虞墓誌銘に「忠信無假因習」とある。

38 至於項發口縦之能 項發口縦は両馬はよく人の意を理解することを形容する。『三国志』魏志・文帝紀「文帝 天資文藻」の裴松之注に三国魏の曹丕「典論 自叙」に「或言、聞君善左右射、此實難能。余言、執事未親夫項發口縦、俯馬蹄而仰月支也。」とある。

39 俯蹄月支之妙 出典は、38と同じ。弓矢の的のこと。馬にまたがっての的を仰ぐこと。

40 固已工侔擬刺 出典は不明。侔はひとしい、擬はまねる

41 術等貫豪 出典は不明。

42 豈伊規矩中則 豈伊は語中の助詞で義はない。『詩経』小雅・頍弁篇に「豈伊異人、兄弟匪他。」とあり、『後漢書』杜喬篇に「故陳賚斧而人靡畏、班爵位而物無勸。苟遂斯道、豈伊傷政。」とある。規矩は定規。『礼記』経解篇に「規矩誠設、不可欺以方圓」とあり、その孔穎達疏に「規所以正圓、矩所以正方。」とある。中則は『礼記』祭統篇に「若中則釋獲者坐而釋獲。」とある。

43 踰霜飲羽而已哉 霜を飛び超え槍で物体を深く射る意。踰は超える。踰霜は霜を飛び超える。飲羽は槍で物体を深く射ること。『呂氏春秋』精通篇に「養由基射兕中石、矢乃飲羽。」の高誘注に「飲羽、飲矢至羽。」とあり、『後漢書』馮衍上篇に「鄙語曰、水不激不能破舟、矢不激不能飲羽。」とある。

44 器寔時珍 人間の器は当時の優れた人物であるという意。器寔は元朗墓誌銘に「才為世範、器寔人雄」とある。時珍は当時の優れた人物。韋応物「送陸侍御還越詩」に「英声頻籍甚、交辟迺時珍」とある。

45 寵兼周邵 恵みは周公旦や邵公寵の意思を兼ねているという意。周邵は『史記』李斯伝に「不然、斯之功且周邵列。」とあり、『漢書』宣元六王伝に「大王即有周邵之名。」とある。周公旦や邵公寵のこと。尔朱元静墓誌銘に「始同周邵」とあり、宇文虞墓誌銘に「周邵為父」とある。

46 允釐太府 允釐太府は会計の役所を適切に管理すること。『尚書』堯典伝に「允釐百工。庶績咸熙。」とある。

47 式尽民英 公的な行事でも民間の英知を結集したという意。式は公的行事のことか。民英は民間の英才。『魏書』李平伝に「並時譽民英、勦力匡輔」とある。また、元延明墓誌銘に「同輿操劍、允属民英、非直強項見奇」とあり、楊順墓誌銘に「是惟家宝、寔曰民英」とあり、元玕墓誌銘に「遺風旧俗、世挺民英。」とある。

48 君体仁成器 君子は身体が仁の道にかなっており、名器となつていくという意。體仁は身体が仁の道にかなつていくこと。『易経』乾篇に「君子體仁、足以長人。」とあり、その孔穎達疏に「言君子之人、體包仁道、汎愛施生、足以尊長於人也。」とある。また、成器はよい器。『礼器』王制篇「錦文珠玉成器、不粥於市。」の注に「成、猶善也。」とあり、『礼記』少儀「毋衣服譬衣服成器。」、その注「姓、猶善也。」とあり、『左伝』襄公九年に「貞。事之幹也。體仁足以長人。嘉德足以合禮。」とある。

49 履信為基 履信は信を踏み行うこと。『易経』繫経上伝に「子曰、祐者、助也。天之所助者、順也。人之所助者、信也。履信思乎順、又以尚賢也。」とあり、『三国志』蜀志劉禪伝に「履信思順、以享左右無疆之休。」とある。信を踏み行うことが基本となる。

50 恪謹居朝 謹んで朝廷に勤務する意。恪謹は慎む。『書経』樂志に「先王有服、恪謹天命。」とある。居朝は『宋書』恩倖伝に「且任子居朝、咸有職業」

とあり、『周書』王操伝に「操既位居朝右」とある。

51 勤公政理 公に勤め政治の道を行うこと。勤公は『礼記』祭統篇に「其勤公家。夙夜不解。」とあり、『周書』周恵達篇に「性謙退、善下人、盡心勤公、進拔良士。」とある。公に勤める。政理は、政治の道理、人事がよく治まること。『鬼谷子』本経陰符に「原人事之政理。」とあり、『後漢書』郵寿伝に「考知政理、違失人心、輒改更之」とあり、『三国志』蜀志諸葛亮伝に「外結好孫權、内脩政理。」とあり、『後漢書』張衡伝に「上下肅然、稱為政理」とある。

52 至而昧且將朝暇寐之誠 明け方、早朝のうたたねの誠にたどり着いたという意。出典は『左伝』宣公二年の「盛服將朝。尚早。坐而假寐。」からである。昧且は夜明け方。早朝。黎明。『詩経』鄭風 友曰雞鳴に「女曰雞鳴、士曰昧且」の集伝に「昧、晦、且、明也。昧且、天欲旦、昧晦来弁之際也。」とあり、將朝は早朝。暇寐はうたたね。『詩経』小雅 小弁篇に「假寐永嘆、惟憂用老」の鄭箋に「不脱冠衣、曰假寐」とあり、『左伝』宣公二年「趙宣子盛服將朝、尚早、坐而假寐」とある。

53 夙夜匪躬之節 朝から夜まで我が身を顧みず王事に尽くすこと。夙夜は早朝から夜遅くまで。朝から晩まで怠らないこと。『詩経』大雅 蒸民篇に「既明且哲、以保其身、夙夜匪解、以事一人」とあり、匪躬は我が身を顧みない。『易経』蹇篇に「王臣蹇蹇、匪躬之故。」とあり、『風俗通』正失篇に「忠蹇匪躬、尽誠事国。」とある。匪躬之節は韓愈『争臣論』に「居無用之地、而致匪躬之節。」とある。我が身を顧みず王事に尽くす忠節。

54 諒亦炳發丹青 誠に赤と青の色を発したという意。諒は誠にの意味。炳發は『宋書』孝武帝劉駿伝に「故臨經式奠、煥乎炳發、道喪世屯、學落年永。」とあり、同神鳥伝に「又飛下地、五采炳發、留十餘刻。」とある。丹青は丹砂と青丹。赤と青の絵の具の材料になる石。『周礼』秋官、職金に「掌凡金石錫石丹青之戒令。」とあり、『管子』小称篇に「丹青在山、民知而取之。」とあり、『史記』李斯伝に「江南金錫不為用、西蜀丹青不為采。」とある。

55 詳書篆素 詳しく篆書で書いた記録を書く。左思「吳都賦」に「鳥策篆素」の注に「善曰、篆素、篆書于素也。銑曰、篆、大篆書也、素謂、帛也。」とある。また、李蕤墓誌銘に「芳題篆素」とあり、邢偉墓誌銘に「篆素有時歇滅」とあり、元琛墓誌銘に「楊光篆素」「篆素埋」「左垂十右夫」とあり、元孟輝墓誌銘に「刊彰篆素」とある。

56 豈伊借美當時 美しい時を借りるという意。豈伊は語中の助字で義はない。『詩経』小雅頍弁篇に「豈伊異人。兄弟匪他。」とあり、『後漢書』李杜伝に「苟遂斯道、豈伊傷政、為亂而已、喪身亡國、可不慎哉」とある。美当は『魏書』常景伝に「常景以文義見宗、著美當代。」とある。房悦墓誌銘に「賓寮之盛尽美當時」とあり、元顛墓誌銘に「豈唯擅美當時」とあり、和照墓誌銘に「功美當時」とある。

57 取異世談而已 社会の評価とは異なるものを取る意。取異は『晋書』羊祜伝に「不能舉賢取異」とあり、『三国志』呉書 孫策伝に「策英氣傑濟、猛銳冠世、覽奇取異、志陵中夏。」とある。世談は社会の世論。『晋書』劉毅伝に「世談以陛下比漢文帝、人心猶不多同。」とあり、『宋書』王僧達伝に「王僧達、餘慶所鍾、早登榮觀、輕險無行、暴於世談。」とある。

58 復知監法駕 知つて天子の車を見る意。復知は『後漢書』杜篤篇に「乃上奏論都賦曰、臣聞知而復知、是為重知。」とあり、法駕は天子の車駕。『史記』呂后紀に「廼奉天子法駕、迎代王於邸。」の注に「集解曰、蔡邕曰、天子有大駕・小駕・法駕、上所乘、曰金根車、駕六車、有五時副車、駕四馬、侍中參乘、屬車三十六乘。」とあり、『漢書』文帝紀に「奉天子法駕、迎大邸」とあり、その注に「如淳曰、法駕者侍中驂乘、法車郎御、屬車三十六乘。」とある。

59 都将造仗事 都将は禁軍統平の官名。造仗は『魏書』崔光伝に「正始中、大修器械、為諸州造仗都使。」とあり、寧恒墓誌銘に「辟為承統監造仗」とある。

60 日（日？） 以呉会未賓 日々呉県と会稽郡が従わない意。呉会は呉県と会稽郡との連称。『魏書』盧玄伝に「吳會之民、延踵皇澤、正是齊軌之期、一同之會。」とあり、魏懿墓誌銘に「將掃呉会」とある。賓は従う。

61 狡焉為寇 狡猾に敵となる。狡焉は『左伝』成公八年伝に「夫狡焉思啟封疆。以利社稷者。」とあり、『晋書』冉閔伝に「狡焉石氏、怙亂窮兵。」とあり、『魏書』古弼伝に「今北狄孔熾、南虜未滅、狡焉之志、窺伺邊境、是吾憂也。」とある。寇は敵。元延明墓誌銘に「咸為寇場」とあり、司馬僧光に「鞠爲寇壤」とある。

62 戎旃之寄 戦に用いる旗に寄ること。戎旃は戦に用いる旗。『梁書』に「軍國多虞、戎旃未靜、青領雖黔首宜安。」とあり、『南齊書』謝朓伝に「西浮七澤、契闊戎旃、從容讌語。」とある。

63 実佇英謀 英謀は優れた謀。『梁書』武帝蕭衍伝中に「政法多昧、實佇羣才、用康庶績。」とある。

64 君遂受服廟庭 君は遂に御靈屋で降伏を受け入れたという意。受服は降伏を受け入れる。『左伝』昭公七年伝に「公孫皙曰、受服而退、俟斃而動、可也。」とあり、『国語』呉語に「今天降衷於呉、斉師受服、孤豊敢自他。」とあり。また、廟庭は廟廷。御靈屋。『呉志』勵士篇に「於是武侯設坐廟庭」とあり、『三国志』明帝曹叡伝に「車騎將軍程昱於太祖廟庭。」とある。

65 龔行天罰 謹んで天罰を行う意。龔行は『呂氏春秋』先己篇に「夏后伯啟與有扈、戰於甘澤而不勝」の高誘注に書経を引いて「今予惟龔行天之罰。」と

あり、『漢書』敘傳に「平、龔行天罰、赫赫明明」とあり、『後漢書』申屠剛伝に「伏念本朝躬聖德、舉義兵、龔行天罰、所當必摧、誠天之所福、非人力也。」とあり、同班彪伝に「龔行天罰、應天順民」とある。龔行天罰は達府忠墓誌銘に「龔行天罰」とある。

66 霜戈翳日 白く光る矛が日光を覆う様。霜戈は白く光って鋭い矛。『漢書』武帝紀に「霜戈一揮、巨猾奔迸」とあり、『南齊書』芮芮伝に「振霜戈於并代、鳴和鈴於秦趙。」とある。翳日は日光を覆う。曹植「感節賦」に「折若華之翳日、庶朱光之常照。」とあり、『晋書』樂志に「嗽永作霧翳日」とある。

67 雄戟耀天 干将の作ったと言われる剣は天を輝かす意。雄戟は干将が作ったと言われる二剣の内の一つ。『呉越春秋』闔閭内伝や『搜神記』の記載によれば、干将・莫耶は呉王の命令で作られた中国の名剣であり、それを作った夫婦の名前である。また徐徹墓誌銘に「於是手持雄戟」とある。

68 朱旗暫指 暫は短時間。朱旗は赤い旗。『漢書』叙伝に「神母告符、朱旗乃举。」とあり、曹植の「責躬詩」に「朱旗所扞、九土披攘。」とあり、劉嘆「九嘆 遠逝」杖玉華與朱旗兮、垂明月之玄珠。」とある。朱旗は尔朱龔墓誌銘に「雲結朱旗」とあり、元賢墓誌銘に「朱旗日映」とあり、韓裔墓誌銘に「朱旗赫奕」とあり、董榮暉墓誌銘「恭恭朱旗」とある。

69 群醜自廢 群衆が自ら廢れること。群醜は『三国志』魏書 武帝曹操伝の「二月丁卯、葬高陵」注に「魏書曰、太祖自統御海内、芟夷羣醜、其行軍用師」とある。

70 鉦鼓所臨 鉦鼓はどらとつづみ。兵事のこと。『詩經』小雅、采芑篇「鉦人伐鼓」の毛伝に「鉦以静之、鼓以動之。」とあり、『漢書』東方朔伝に「十九学孫呉兵法、戰陣之具、鉦鼓之教、亦誦二十二万言。」とあり、その注に「師古曰、鉦鼓所以為進退衆之節也。」とあり、『後漢書』光武帝紀に「鉦鼓之声、聞數百里」とあり、『晋書』樂下篇仲秋彌田に「雷霆震威曜、進退由鉦鼓。」とある。

71 六軍降靡 靡はなびく。敵の六軍が降伏しなびいたということ。六軍は元隱墓誌銘に「制勝六軍」とあり、元融墓誌銘に「親御六軍」とある。

72 雖復雲長之於白馬 また長い雲が白馬にあつてもということ。

73 何以過焉 なぜ過ぎるのかという意。『晋書』周浚伝に「雖嵇紹之不違難、何以過之」とあり、『宋書』姜維伝に「雖古名將、何以過此」とあり、『南齊書』劉繪伝に「乃歎曰、禰衡何以過此。」とある。

74 方当帰清江澚 川の畔に帰ろうとしたという意。江澚は川の畔。『三国志』呉志 孫権伝注に「劉繇決力江澚、劉備争盟淮陽。」とある。帰清は『宋書』謝靈運伝に「啟善趣於南倡、歸清暢於北机。」とある。

75 祈望衡霍 海や山の神に祈る意。祈望は海の官。『左伝』昭公二十一年に「海之塩蜃、祈望守之」の箋に「海是水之大神、有時祈望祭之、因以祈望為主海之官也。」とあり、衡霍は衡山。霍山は衡山の別名。晋の袁宏『三国名臣序贊』に「志掩衡霍、恃戰忘敵。」とある。

76 上天非吊、遭疾於軍 軍行中に病気になった意。上天は『詩経』小雅 信南山に「上天同雲、雨雪雰雰」とある。吊はつるす。遭疾は生病のこと。

77 君以病篤求還 君子様は病気であることを理由に都に帰ることを求めた。病篤求還は『宋書』傅亮伝に「亮辭以嫂病篤、求暫還家。」とある。

78 有詔聽許 詔を出して許した。聽許は聞いて許すこと。『漢書』終軍伝に「軍遂往説越王、越王聽許、請舉國內屬。」とあり、『風俗通』十反に「未見聽許」とある。また、獨孤忻墓誌銘に「詔即依聽許」とある。

79 君姿容麗風 君は容姿が優れ西北から吹く麗風のようなすがすがしさがあったという意。姿容は外貌、儀容。『三国志』呉志・劉繇伝に「姿容美好、孫權愛敬之。」とあり、『後漢書』荀悦伝に「性沈靜、美姿容、尤好著述」とある。麗風は西北から吹く風。八風の一つ。『淮南子』墜形訓に「何謂八風。東北曰炎風、東方曰條風、東南曰景風、南方曰巨風、西南曰涼風、西方曰颺風、北方曰寒風」とある。

80 風韵恢雅 風度は広く雅びであるという意。風度、韻致。風韵は風韻。『晋書』桓石秀伝に「石秀、幼有令名、風韵秀徹、博涉群書、尤善老莊、常独处一室、簡於応接、時人方之庾純、甚為簡文帝所重。」とあり、『宋書』張敷伝に「敷性整貴、風韻端雅、好玄言、善属文。」とあり、『南齊書』孔稚珪伝に「風韻清疎、好文詠、飲酒七八斗。」とあり、『南齊書』柳世隆伝に「垂簾鼓琴、風韻清遠。」とある。恢雅は『魏書』李順伝に「憲風度恢雅、夙重朝列。」とあり、同李孝伯伝に「伯體度恢雅、明達政事、朝野貴賤、咸推重之。」とある。

81 輕財重義 つまらぬ宝に道義を持つこと。元鑿之墓誌銘に「重義輕財」とあり、張徹墓誌銘に「君輕財重氣」とあり、裴譚墓誌銘に「輕財重義」とあり、于神恩墓誌銘に「輕財重義」とあり、元湛墓誌銘に「重輕財之量」とあり、馮虬墓誌銘に「重義輕財」とあり、崔博墓誌銘に「輕財重義」とあり、李琮墓誌銘に「輕財重義」とあり、宇文虞墓誌銘に「輕財重義」とある。輕財はつまらぬ宝物、宝を軽んずること。『孔子家語』弟子行篇に「輕財不匱」とあり、『塩鉄論』に「古者貴徳而賤利、重義而輕財」とあり、『後漢書』段穎伝に「穎少便習弓馬、尚游俠、輕財賄、長乃折節好古学」とある。

82 信友愛人 信頼を守る友であり、人を愛する人である。信友は誠実で信頼を守る友のこと。『孟子』離婁章句上篇に「信於友有道、事親弗悦、弗信於友矣。」とあり、『史記』趙世家「趙武服齊衰三年、為之祭邑、春秋祠之、世世勿絶。」の集解に「新序曰、「程嬰、公孫杵臼可謂信友厚士矣。嬰之自殺下報、亦過矣。」とある。

83 兼少善声歌 善行をかね歌声に優れていたという意か。少善は小善。少しばかりの善、小さい善行。『易経』繫辭下篇に「小人以小善爲無益而弗爲也。」とある。

84 尤長絃竹 絃竹は弦竹。弦竹は楽器の一種。弦竹をうまく使いこなしたという意か。

85 王公百辟 王侯と多くの君の意。百辟は多くの君。『書経』洛誥篇に「汝其敬識百辟享、享多儀、儀不及物、惟曰不享、惟不役志于享。」の蔡伝に「百辟、諸侯也。」王と王の一族と諸侯の意。穆亮墓誌銘に「憲章百辟」とあり、元悦墓誌銘に「功冠百辟」とあり、高猛墓誌銘に「百辟嗟痛於下」とあり、元寿安墓誌銘に「百辟奔走於下」とあり、元伏生妻輿龍姬銘に「冠冕百辟」とあり、元融墓誌銘に「百辟傷哀」とあり、元淵墓誌銘に「百辟攸仰」とあり、元誕墓誌銘に「実百辟之光暉」とある。

86 莫不交焉 交わらないことはないという意。

87 由是朝英繼軌 朝英は朝廷の英才。『隋書』音楽志下篇に「揖讓皆時傑、升降盡朝英。」繼軌は前人の道を受け継ぐこと。『晋書』元帝紀に「三葉重光、四聖繼軌、恵沢侔於有虞、卜世過于周氏。」とある。元颺墓誌銘に「朝英欠範」とあり、元瓌墓誌銘に「自非朝英宗彦」とある。

88 国彦雲帰 国彦は『魏書』高閭伝に「国彦朝賢、休戚所共、宜弁斯真偽、以积朕懷。」とある。長孫子梵墓誌に「望窮国彦」とある。雲帰は臨洮王妃楊氏墓誌銘に「百両雲帰」とあり、居士諱道明墓誌銘に「是以四部雲帰」とある。

89 譬猶江漢之会鱗胄 譬猶は譬如。『礼記』仲尼燕居篇に「治國而無禮、譬猶瞽之無相與、俛俛乎、其何」とあり、『後漢書』霍攄伝に「譬猶療飢於附子、止渴於酖毒、未入腸胃、已絶咽喉、豈可爲哉。」とある。江漢は揚子江と漢江。鱗胄は不明。鱗はうるこ、胄はかぶと。

90 鄭林之廼羽族 鄭林は不明。羽族は鳥類をいう。『後漢書』班固下伝に「以（鳳皇）來儀集羽族於觀魏」とあり、『晋書』束皙伝に「望舒晝戢、羽族翔林」とある。曹植の「蝙蝠賦」に「不容毛群、斥逐羽族」とあり、左思「吳都賦」に「羽族以觜距以刀鉞、毛群以齒角、為矛鋏。」とある。廼はいたる。

91 英颯懋実 優れた風貌は世間に知れ渡っていた意か。英颯は英姿風発のこと。『陳書』孔奐伝贊に「奐 謔諤在公、英颯振俗、詳其行事、抑古之遺愛矣。」とある。懋実は不明。游松墓誌銘に「英声懋実」とあり、□季和墓誌銘に「揚聲懋實」とあることから名声が知れ渡っていた意か。

92 蔚爾孤飛 蔚爾は不明。張起墓誌銘に「曾口鬱爾」とある。憂える様子か。孤飛は群れを離れて一人飛ぶ。『魏書』李順伝に「侶浴浮還沒、孤飛息且驚。」とあり、『南史』孝義下伝 張景仁伝に「常雙飛來去、後忽孤飛。」とある。憂えながら一人飛ぶ意。

93 玉振金声 玉振金声は文章や道徳が盛んなこと。玉振は物事を集大成する例え。『孟子』万章下篇に「金声而玉振之也」とある。

94 俄然自遠 急に遠くになってしまったという意。俄然は急に、にわか。『莊子』齊物論に「俄然覺、則蘧蘧然周也。」とあり、『三国志』魏志、田疇篇に「四海俄然、莫有固志」とあり、『晋書』八王伝に「俄然楚兵登牆而歎」とある。

95 君雖身羈朝轍 一人朝廷の任に付く意か。身羈は『史記』楚世家に「為羈終世、可謂無民矣」の杜預注に「終身羈客在於晉、是無民。」とある。朝轍は朝廷の官位。顔延之「応詔讌曲水作詩」に「三妨儲隸、五塵朝轍。」の注に「翰曰、五塵朝轍、謂五任朝官也。」とある。

96 而志託陵雲 志が強く勇気が盛んなこと。志託は志しているところ。『宋書』戴顓伝に「並志託丘園、自求衡華、恬靜之操、久而不渝。」とあり、沈約「与約法師書」に「周中書、風趣高奇、志託夷遠、真情素韻。」とあり。陵雲は勇気が盛んなこと。『漢書』揚雄伝に「帝反縹縹有陵雲之志。」とある。世外に超然たる志の意。

97 於是山賓慕響 ここで山中からの偉人も慕い寄ってきたという意。山賓は山中から出てきた賓客。盧照鄰「儲宮歌」に「山賓皓皓、國胄青青、黃裳元吉、邦家以寧。」とあり、元又墓誌銘に「山賓同時遇害」とある。慕響は慕い寄ること。班固「公孫弘伝贊」に「群士慕響、異人並出。」とあり、劉纂墓誌銘に「湣湣僚僚慕響于時」とあり、封延之墓誌銘に「朋徒慕響者矣」とある。

98 門庭相繼 門前の土地を継いでいる。門庭は家の前の地。『易経』節篇に「不出門庭凶」とあり、『周礼』天官・閭人篇「掌埽門庭」の鄭玄注に「門庭、門相当之地。」とあり、『莊子』達生篇に「開之操拔簪以待門庭。」とあり、『北齊書』柳元伯伝に「柳氏門庭、五馬委蛇。」とある。相繼は相続する。『左伝』襄公二十九年に「魯之于晉也、職貢不乏、玩好時至、公卿大夫相繼于朝、史不絶書、府無虚月。」とある。

99 君皆給之衣糧 君は皆に衣類と食料を分け与えたという意。衣糧は衣糧。衣と食料。『漢書』鼂錯伝に「所徙之民非壯有材力、但費衣糧、不可用也。」とあり、『後漢書』顯宗孝明帝伝に「凡徙者、賜弓弩衣糧。」とある。

100 贍以資餌 動物を助けるに餌を使った意。贍は救う、足りる。資餌は助けるための餌のこと。

101 所蒙振救者 覆つて賑わし救う意。所蒙は覆い尽くすこと。『漢書』元后伝に「兄弟宗族所蒙不測」とあり、同桓榮伝に「今日所蒙、稽古之力也」とあり、『梁書』劉孝綽伝に「所蒙已厚」とあり、『後漢書』馮異伝に「而臣爵位所蒙、巍巍不測乎」とあり、また、封魔奴墓誌銘に「所蒙剋濟」とある。振救はにぎわし救う。施し恵む。『左伝』昭公廿六年に「溺入于難、則振救之」の会箋に「振、亦救也。」とあり、『国語』周語下篇に「量資弊、權輕重、以振

- 救民。」の注に「振、拯也」とあり、『史記』秦始皇本紀に「振救今黔首。」とあり、『後漢書』百官志に「振救乏絶。」とある。
- 102 固難得而言矣 得がたいことを言う意。難得は入手が難しい。『礼記』儒行篇に「非時不見、不亦難得乎。」とあり、『史記』龜策列伝に「取八十莖已上、著長八尺、即難得也。」とある。もとより得がたい。李雲墓誌銘に「難得而具言矣」とあり、賀屯墓誌銘に「難得詳言」とあるなどの共通例が見られる。
- 103 方將控白鸞而上征 まさに神鳥に引かれて上昇しようとしている意。方將はまさに。『莊子』田子方篇に「方將躊躇、方將四顧。」とある。控は引く。白鸞は古代の神鳥。上征は上昇。『楚辞』離騷篇に「馴玉虬以乘鸞兮、溘埃風余上征。」とある。
- 104 乘玄虬于雲路 黒龍に乗って雲の道を進む意。玄虬は玄虬。黒い龍。張衡「東京賦」に「六玄虬之奕奕、斉騰驥而沛艾。」とあり、『後漢書』輿服上篇の「駕六馬」の注に「東京賦曰、六玄虬之奕奕。」とあり、『魏書』陽尼伝に「乘玄虬之奔奔兮、鳴玉鑾之瓊瓊。」とある。雲路は雲のたなびいている道。『魏書』高崇伝に「望雲路而低徊者、天下皆是也。」とある。樂陵王妃斛律氏墓誌銘に「騰暉雲路」とある。
- 105 望層城之九重 崑崙山の最も高い九重から望む意。層城は崑崙山の最も高い場所。『水経』河水注に「崑崙之三級、下曰樊桐、一名板松、二曰玄圃、一名閼風、上曰層城、一名天庭、是謂太帝之居。」とあり、『文選』張衡 思玄賦「登閼風之層城兮、構不死而爲牀」の李善注に「淮南子曰、崑崙虛有三山、閼風、桐版、玄圃、層城九重」とあり、『晋書』樂志上 正旦大會行禮歌に「登崑崙、上層城。乘飛龍、升泰清。」とある。また、元楨墓誌銘に「系玉層城」とあり、楊鈞墓誌銘に「層城百雉」とあり、元液墓誌銘に「稟映層城」とあり、張氏妻赫連阿妃墓誌銘に「斉峻嶒於層城」とあり、妃諱敬墓誌銘に「雖復層城九重」とあり、高充墓誌銘に「層城峻構」とある。九重は元楨墓誌銘に「翻飛九重」とあり、爾朱紹墓誌銘に「長瀾九重」とあり、長孫子梵墓誌銘に「執戟九重之中」とある。
- 106 窺三巢於玄圃 玄圃は崑崙山上にあるという仙人の居処。泉圃。『淮南子』覽冥訓に「崑崙去地一万一千里、上有曾城九重、或上倍之、是謂閼風、或上倍之、是謂玄圃。」とあり、『水経』河水注に「崑崙之山三級、下曰樊洞、一名板桐、二曰玄圃、一名閼風。」とある。元侔墓誌銘に「芳茂玄圃」とあり、元瞻墓誌銘に「蒂玄圃之蒨蔚」とあり、元「公十□」墓誌銘に「踈峰与玄圃齊高」とあり、元賢真墓誌銘に「開花玄圃」とあある。
- 107 報年不永 報年は人の年齢。同類の表現として、陶潛墓誌銘に「春秋不永」とあり、劉氏墓誌銘に「享年不永」とあり、司馬景和妻孟敬訓墓誌銘に「享年不永」とあり、元瓊墓誌銘に「降年不永」とあり、元懷墓誌銘に「享年不永」とあり、元遙墓誌銘に「享年不永」等、用例が多い。
- 108 嗚呼悲哉 皇内司諱光墓誌銘に「嗚呼悲傷」とあり、元玕墓誌銘に「嗚呼悲矣」とあり、辛萇墓誌銘に「嗚呼悲夫」とある。

109 賜以牢饌 酒食を賜ったという意。牢饌は酒食。ごちそう。『北齊書』帝紀 幼主高恒に「具牢饌而親觀之。」とあり、同魏收伝に「有司備設牢饌」とあり、『梁書』良吏伝に「太官撤牢饌、毎日膳菜蔬」とあり、『才鬼記』に「今夕甚佳、亦有牢饌。」とある。

110 庶芳迹可尋 庶芳は元彝墓誌銘に「庶芳徽与日月共遠」とあり、元純陀墓誌銘に「庶芳菲之相襲」とある。芳迹は前賢の行迹。侯掌墓誌銘に「以播芳迹」とあり、将伏君妻谷双仁墓誌銘に「芳跡宜鐫」とあり、于纂墓誌銘に「芳迹永宣」とある。

111 幽棺匪固 棺に治めるのは永久にあるのではないという意か。幽棺は田静墓誌銘に「即彼幽棺輻綍」とある。匪固は崔景播墓誌銘に「藏舟匪固」とあり、李季嬪墓誌銘に「天地匪固」とあり、宇文長墓誌銘に「将恐南山匪固」とある。

112 豈不素旗肇建 どうして創建の白絹を立てないことがあるうか、という意。素旗は白ぎぬの旗。白旗。『文選』曹植「王仲宣誄」に「何用誄德、表之素旗。」の呂延齊注に「素旗、雜帛爲之、即今之銘旌幡也」とあり、羅宗妻陸氏墓誌銘に「庭列素旗」とあり、安豊王妃馮氏墓誌銘に「素旗有託」とあり、范粹墓誌銘に「風拂素旗」とある。また、肇建は創建。晋心貞「晋武帝華林園集詩」に「悠悠太上、民之厥初、皇極肇建、彝倫攸敷、五德更運、膺籙受符」とあり、『資治通鑑』晋元帝建武元年に「今王業肇建、萬物權輿。」とある。元誘命婦馮氏墓誌銘に「肇建公畢」とあり、司馬悦墓誌銘に「肇建畿域」とあり、王忻墓誌銘に「崇訓肇建」とあり、寶泰墓誌銘に「新邦肇建」とあり、李寧墓誌銘に「建新宮」とあり、李倩之墓誌銘に「承華肇建」とあり、宇文端墓誌銘に「六府肇建」とある。

113 泪慟行眸 泪慟は、泪は涙。慟は嘆く。行眸は眸はひとみ。元邵墓誌銘に「路泣行眸」とある。

114 敬勒淵猷 謹んで功績を刻むこと。淵猷は『魏書』李平伝に「奉哲后之淵猷、讚崇靡於華輿。」とある。また同類の記載に元通墓誌銘に「敬勒徽猷」とあり、元延明墓誌銘に「敬勒徽猷」とあり、乞伏保達墓誌銘に「敬勒芳猷」とあり、徐穎墓誌銘に「敬勒徽猷」とあるなど例は多い。

115 式昭泉路 冥土の世界を明らかにしたという意。式昭は用い方が光大な様子。『左伝』昭公十二年に「其詩曰。祈招之悵悵。式昭德音。」とあり、『後漢書』「朝有所聞、則夕行之。立功立事、式昭德音。」の李賢注に「祈招之悵悵、式昭德音。式、用也。昭、明也。」とある。また、拓拔忠墓誌銘に「式昭庭訓」とあり、江文遥母吳夫人墓誌銘に「式昭龜緒」とあり、鄒乾墓誌銘に「式昭魏録」とあり、崔賓媛墓誌銘に「式昭余列」とある。また、泉路は黄泉。冥土。地下。拓拔忠墓誌銘に「沈暉泉路」とあり、皇内司諱光墓誌銘に「奄登泉路」とあり、辛祥墓誌銘に「沈芳泉路」とあり、甄凱墓誌銘に「以照泉路」とある。

116 洪源海浜 大本の海浜。洪源は大きな源、大本。蔡邕『积海』に「曩者、洪源辟而四隩集、武功定而干戈戢。」とあり、『後漢書』蔡邕伝に「洪源辟而四隩集。」とあり、『隋書』音楽志に「昭哉上德、浚彼洪源。」とある。徐起墓誌銘に「洪源綿邈」とあり、源模墓誌銘に「洪源峰邁」とあり、石育妻戴夫人墓誌銘に「鬱矣洪源」とあり、王僧墓誌銘に「洪源淵邈」とある。海浚は奚牧墓誌銘に「海浚含珍」とある。

117 崇基岳峙 高台がそばだつ意。常敬蘭墓誌銘に「崇基岳峙」とある。崇基は高い台、壇を言う。『文選』潘岳「藉田賦」「結崇基之靈趾兮、啓四塗之廣阼。」の李善注に「崇基、謂壇也」とある。馮聿墓誌銘に「崇基洪構」とあり、司馬紹墓誌に「崇基方構」とあり、源叡墓誌に「崇基亦固」とあり、元睿墓誌銘や封柔墓誌銘に「崇基岳峻」とある。岳峙は岳峙、嶽峙。山のようにそばだつ。『抱朴子』交際篇に「以嶽峙獨立者、爲澀吝疏拙、以奴顏婢睨者、爲曉解當世。」とあり、『晋書』載記・赫連勃勃伝に「羣雄岳峙」とあり、『魏書』崔浩伝に「今天下未一、四方岳峙」とあり、同慕容白曜伝に「三方阻兵、連城岳峙」とある。また、元英墓誌銘に「仁並嶽峙」とあり、叔孫協墓誌銘に「岳峙清淵」とあり、元纂墓誌銘に「淵清岳峙」とある。

118 嗣美連華 美をレンゲに繋ぐ意。嗣美は『晋書』良吏伝吳隱之伝に「贊曰、猗歟良宰、嗣美前賢。」とある。『宋書』王徽伝に「方隆夙志、嗣美前賢」とある。『南齊書』高帝下に「疇庸嗣美、前載令圖。」とある。元朗墓誌銘に「伊君嗣美」とあり、閻伯昇墓誌銘に「儀同嗣美」とあり、宇文紹義墓誌銘に「嗣美端木。」とある。連華は『晋書』陸雲伝に「文武奕葉、將相連華。」とある。また、元瓚墓誌銘に「連華后族」とあり、元秀墓誌銘に「連華崑岫」とあり、元平墓誌銘に「連華晝耀」とあり、元洛神墓誌銘に「晝祉連華」とあり、司馬李冲妻元客女墓誌銘に「連華雲月」とあり、達府忠墓誌銘に「守葉連華」とある。

119 篤生夫子 天からの資質を受けた男子よ、という意。篤生は天から敦厚な性質を受けて生まれる。『詩経』大雅・大明篇に「篤生武王」の伝に「篤、厚也。」、鄭箋に「厚生聖子武王。」とあり、『三国志』魏志 陳思王植伝に「篤生我皇、奕世載聰」とあり、『宋書』晉宗廟歌十一篇傳玄・祠京兆府君登歌伝に「篤生聖祖、光濟四國。」とある。夫子は古代の男子の総称。『書経』牧誓「夫子勗哉。不愆於四伐、五伐、六伐、七伐、乃止、齊焉」の孔伝に「子謂將士。」とある。類似の表現として、元睿墓誌墓誌銘に「篤生夫子」とあり、李璧墓誌銘に「篤生夫子」とあり、王虬墓誌銘に「篤生夫子」とあり、長孫盛墓誌銘に「篤生夫子」とある。

120 灼灼名駒 才能のある人物よという意。灼灼は才能の優れた様。『毛詩』国風 周南 桃夭に「桃之夭夭。灼灼其華。」とあり、『魏書』皇后列伝 孝文昭皇后高氏伝に「而日光自窗中照之、灼灼而熱」とあり、『北史』崔儵伝に「儵使陳還、待詔文林館、歷尚書郎、与頭丘李若、俱見称重、時人語曰、京師

灼灼、崔儵李若。」とある。名駒は才能のある人物。宋陳師道「贈魏衍」詩之三に「名駒已自思千里、老子終當讓一頭。」とあり、『梁書』文学下 伏挺伝に「若魯國之名駒、邁雲中之白鶴」とあり、『北史』西域伝 吐火羅伝に「其山穴中有神馬、每歲牧馬於穴所、必產名駒。」とある。名駒は封和突墓誌銘に「有念名駒」とあり、宇文永墓誌銘に「生此名駒」とあり、元則墓誌銘に「結軼名駒」とあり、元挙墓誌銘に「雖名駒自我」とあり、独孤賓墓誌銘に「名駒千里」とある。

121 昂昂千里 馬が千里を行くこと。昂昂は馬の行く様。『楚辞』卜居篇「寧昂昂若千里之駒乎。將汜汜若水中之鳧乎。」の王逸注に「昂昂、馬行貌。」とある。『南史』袁湛伝に「齊永明中、武帝謂曰、昂昂千里之駒、在卿有之。」とある。同じ表現は、鄭道忠墓誌銘に「昂昂千里」とあり、裴譚墓誌銘に「昂昂千里」とあり、韋彪墓誌銘に「昂昂千里」とある。

122 比霧虬申 他に用例が見られない。比はならぶ、虬はみずち、申は伸か。霧にならびみずちが伸びるようであるという意。

123 陵風鳳起 陵風鳳起は風に乗り徳が起こる意。陵風は昇る風。唐周繇「白石潭秋霽作詩」に「陵風舴艋謳啞去、山水鷓鴣薄泊飛。」とある。また、諱子輝字景安墓誌銘に「陵風拊翼」とあり、朱岱林墓誌銘に「長戟陵風」とある。鳳起は鳳風のように飛び立つ。賢人の徳が起こることを意味する。晋趙華「籀史曲」詩に「龍飛逸天路、鳳起出秦關。」とあり、南朝梁の沈約「鼓吹曲辞 期運集」に「龍躍清漢渚、鳳起方城隅」とある。また、慕容纂墓誌銘に「鳳起山東」とあり、慕容纂墓誌銘に「鳳起山東」とあり、劉悦墓誌銘に「世遭鳳起」とある。

124 猗我公 ああ我が君。『魏書』胡國珍伝に「我公之遠慕二親、亦吾之思父母也。」とある。猗は感嘆のことば、ああ。類似の表現として、寇治墓誌銘に「猗歟我公」とあり、楊儉墓誌銘に「猗〔左才〕右與〔我公〕」とあり、

125 幼擅雕龍 幼擅は不明。雕龍は龍の文様を刻むように文書を巧みに飾ること。『史記』荀卿伝に「齊人頌曰、談天衍、雕龍奭」の注に「徐広曰、騶奭修衍之文、飾若雕鏤龍文、故曰雕龍。」とある。長孫季墓誌銘に「幼擅珪璜」とあり、崔景播墓誌銘に「幼擅鄉曲之談」とあり、崔宣「左火十右黑」墓誌銘に「幼擅摘藻」とある。元又墓誌銘に「雕龍未爽」とあり、韋叟墓誌銘に「雕龍金馬」とあり、元淵墓誌銘に「雕龍之翰」とあり、張彦墓誌銘に「紛綸雕龍」とある。

126 衿華月淨 他に用例が見られない。美しく汚れがない月と結ぶ意か。衿は結ぶ。淨は清い、けがれない。

127 袖美行風 行風は教育感化されること。『逸周書』大脩篇に「先誘之以四郊、王親在之、賔大夫免列以選、赦刑以寬、復亡解辱、削赦輕重皆有數、此謂

行風。」の孔晁注に「行風化也。」とある。

128 在人伊宝 在人は元悦墓誌銘に「遺愛在人」とあり、李豔華墓誌銘に「文武在人」とあり、赫連遷墓誌銘に「用捨在人」とあり、元子邃墓誌銘に「在人匪異」とあり、屈護墓誌銘に「弘之在人」とある。

129 処物斯鎔 処物は事物を調べる。『国語』魯語上篇に「夫仁者講功、而智者處物。」とある。張遵墓誌銘に「坦情處物」とあり、独孤賓墓誌銘に「処物公平」とある。

130 脱巾素里 官を退いて故郷に帰ることか。脱巾は帽子を脱ぐ。『文選』顔延之「秋胡」の「脱巾千里外、結綬登王畿。」とあり、李善注に「巾、處士所服。綬、仕者所佩。」とある。また、邢偉墓誌銘に「脱巾近禁」とあり、席盛墓誌銘に「脱巾応務」とあり、楊順墓誌銘に「脱巾青瑣」とあり、楊機墓誌銘②「脱巾来仕」とあり、元良墓誌銘に「脱巾来仕」とある。素里はふるさと、故郷。謝莊「宋孝武宣貴妃誄」に「巍巍素里、棲景宸軒」の注に「銑曰、素、旧也。」とある。また、元彬墓誌銘に「消遙素里」とあり、高祖九嬪趙充華墓誌銘に「承訓素里」とあり、比丘尼僧芝墓誌銘に「洗耶素里」とあり、李暉儀墓誌銘に「儀形素里」とある。元阿耶墓誌銘に「来嬪素里」とあり、李豔華墓誌銘に「来自素里」とある。

131 冠彼鴛鴻 冠を付けた賢人の意か。冠は冠。冠彼は『隋書』史祥伝に「魏尚愧能、冠彼二賢、獨在吾子。」とある。鴛鴻は鴛鴦と鳳。賢人の例え。鴛鴦と同じ。『莊子』「鵷鶖發於南海、飛於北海。」とある。

132 履仁成德 仁を身につけて徳を成し遂げること。履仁は躬行仁道。焦贛『易林』大畜之需は「躬體履仁、尚德止訟、宗邑以安、三百無患。」とあり、『宋書』礼三に「太祖文皇帝體聖履仁、述業興禮」とあり、『三国志』魏書に「履仁秉義、雅志淳固。」とあり、『魏書』儒林伝に「服義履仁、豈邀恩於沒世。」とあり、『北齊書』封隆之伝に「封公積德履仁、體通性達」とある。成徳は徳を成し遂げること。『易経』乾に「君子以徳為行。」、『書経』伊訓篇に「伊尹乃明言、烈祖之成徳。」とあり、『書経』説命中篇に「允協于先王成徳。」とあり、『左伝』成公十三年「不穀惡其無成徳。」とある。類似の表現は元悌墓誌銘に「履仁成性」とある。

133 孝友為基 孝順友愛を基本とする。『三国志』魏書 武帝曹操紀に「君以温恭為基、孝友為徳」とあるのが出典であろう。孝友は父母に仕えるに孝順、兄弟に対するに友愛の意。『詩経』小雅・六月篇「侯誰在矣、張仲孝友。」の毛伝に「善父母為孝、善兄弟為友。」とあり、『後漢書』韓稜伝に「稜四歲而孤、養母弟以孝友稱。及壯、推先父餘財數百萬與從昆弟、鄉里益高之。」とある。辛術夫婦墓誌銘にも「孝友為基」とある。侯義墓誌銘に「孝友為性」

とあり、独孤賓墓誌銘に「孝友為性」とある。

134 非礼不蹈 礼儀にあわなぬものに踏み込まぬ意か。『三国志』魏書 方技伝に「謙則衷多益寡、壯則非禮不履。」とある。非礼は礼儀制度にあわぬこと。『論語』顔淵篇に「非礼勿視、非礼勿聽、非礼勿言、非礼勿動。」とある。

135 唯善斯依 ただ善によりいつている意。唯善は元暉墓誌銘に「唯善是鄰」とあり、元宝建墓誌銘に「唯善為樂」とあり、梅勝郎妻崔迎男墓誌銘に「所好唯善」とある。斯依は『詩経』大雅 生民之什 公劉篇に「于京斯依」とある。よつてゐる意味。

136 或翔文閣 あるものは文閣の周辺を飛んでいる。或翔は『宋書』符瑞中・鳳凰に「或翔或集。雄曰鳳、雌曰凰。」文閣は『梁書』武帝中篇に「又詔曰、禮闈文閣、宜率舊章」とあり、『魏書』術芸伝江式伝に「驅馳文閣、參預史官」とある。文閣は元瓚墓誌銘に「清昇文閣」とあり、元淵墓誌銘に「擒文閣下」とある。

137 或栖武闈 ある者は王宮の小門にいる。或栖は『北史』李靈伝に「或出人間、或栖物表」とある。武闈は王宮の小門。『左伝』閔公二年に「秋八月辛丑、共仲使卜齋 賊公于武闈。」の杜預注に「宮中小門謂之闈。」とある。

138 如龍下漢 龍のごときであるという意。如龍は『晋書』天文中に「猛將之氣、如龍、如猛獸」とあり、『漢書』外戚伝に「尾委曲如龍」とあり、『梁書』元帝に「癸未、有黒氣如龍、見于殿内。」とあり、『南齊書』祥瑞篇に「山上雲障四塞、頃有玄黄五色如龍、長十餘丈、從西北升天」とあり、『北齊書』高德政篇に「汝父如龍、汝兄如虎」とある。また、下漢は『三国志』呉書三嗣主に「浮鄧塞之舟、下漢陰之眾」とあるがはつきりしない。

139 似鳳雲飛 鳳が雲の間を飛んでいる祥瑞の様子があるという意。似鳳は『後漢書』五行 羽蟲孽篇に「凡五色大鳥似鳳者、多羽蟲之孽。」「時直臣何敞以爲羽孽似鳳、翱翔殿屋、不察也。」とあり、『晋書』五行中 羽蟲之孽に「案瑞應圖、大鳥似鳳而為孽者非一、宜皆是也。」とある。祥瑞の一つ。朱岱林墓誌銘に「似鳳方鵠」とある。また雲飛は、元平墓誌銘に「雲飛等遷」とあり、張斌墓誌銘に「雲飛五嶺」とあり、宇文延墓誌銘に「駿騁雲飛」とある。

140 壯氣虬昇 竜の子が天に昇るように壯氣盛んであるという意。壯氣は盛んな意気。『三国志』呉志 甘寧伝に「寧、厲聲問鼓吹何以不作、壯氣毅然、權、尤嘉之。」とあり、『北齊書』高乾伝に「幼稚時、便有壯氣。長而倣儻、膽力過人、龍眉豹頸、姿體雄異。」とある。壯氣は、胡毛進墓誌銘に「壯氣風舉」とあり、源延伯墓誌銘に「壯氣衝心」とあり、李玄墓誌銘に「雄才壯氣」とあり、高岳墓誌銘に「壯氣霜敵」とあり、張忻墓誌銘に「壯氣憑霄」とあり、賈宝墓誌銘に「少懷壯氣」とあり、梁才墓誌銘に「壯氣不已」とある。虬はみずち。

141 雄心電聳 雄々しい心は早くそびえる。雄心はををしい心。偉大な理想と豊富。『後漢書』蓋延伝論に「雄心尚武」とあり、漢 阮瑀「為曹公作書与孫權」に「示之以禍難、激之以恥辱、大丈夫雄心、能無憤發。」とある。電は早い、聳はそびえる。雄心は、李壁墓誌銘に「雄心泉涌」とあり、于景墓誌銘に「雄心内發」とあり、張彥墓誌銘に「雄心雅逸」とあり、張忻墓誌銘に「雄心勿漢」とあり、李法洛墓誌銘に「雄心落落」とあり、莫仁誕墓誌銘に「雄心内勇」とある。

142 所謂伊仁 他に用例がない。いわゆる伊仁とは。

143 寔兼其勇 勇気の気持ちを兼ねているという意か。同類の表現に高涪墓誌銘に「寔兼其勇」とあり、

144 短旆神舒 短い旗には神が宿る意か。

145 長旌昼擁 長い旗には昼に抱く意。長旌は長い旗。『晋書』江道伝に「長旌不卷、鉦鼓日戒」とあり、『宋書』学四 雍離篇に「上宰宣九伐、萬里舉長旌」とあり、『魏書』任城王篇に「長旌始舒、賊徒懾氣」とある。宇文延墓誌銘に「長旌霧合」とあり、元欽墓誌銘に「長旌西指」とあり、封延之墓誌銘に「長旌首塗」とある。昼擁は蘇轍集 再和三首に「昼擁黃雪覆庵。」とある（南北朝までの資料には未見）。

146 比亮余輝 明るい日、沈む夕日の意。比亮は不明。余輝は余暉と同じ。沈みつつある夕日の光。空に残っている夕日の光。あまねき恵み、偉人偉業の名残。嵇康「琴賦」に「仰箕山之余輝。」とあり、その注に「翰曰、叔夜慕仰其余光。」とある。余輝は王彤墓誌銘に「敬銘余輝」とあり、寇治墓誌銘に「赫矣余輝」とあり、李倩之墓誌銘に「没有余輝」とあり、余暉は辛穆墓誌銘に「君墓世徳之余暉」とあり、元禹墓誌銘に「質列祖之余暉」とあり、李騫墓誌銘に「没有余暉」とあり、竇泰墓誌銘に「実有余暉」とあり、尉「左標十右寸」墓誌銘に「言垂則顧歩余暉」とあり、屈護墓誌銘に「綽有余暉」とある。

147 方何齊踵 方何は『毛詩』国風 秦 小戎篇に「温其在邑。方何為期。」とあり、『南史』湛之子彦回伝に「時人以方何平叔。」とある。齊踵は『北史』魏収伝に「獨却行齊踵焉。」とある。踵は継ぐ。

148 天称与善 天は与善を称すということ。与善は『後漢書』郎顛伝に「易曰、天道無親、常與善人。」とあり、『史記』伯夷列伝に「或曰、天道無親、常與善人。」とあり、『南史』孝義上伝 卜天与伝に「天與善射、弓力兼倍」とあり、『陳書』司馬申伝に「嗟乎。天不與善、殲我良臣」とある。于彧墓誌銘に「天不与善」とあり、柴朗墓誌銘に「何期天不与善」とあり、高僧護墓誌に「豈其天不与善」とある。

149 昔言其信 昔の言葉は信用に値するの意。昔言は昔の言葉、古人の言語。『晋書』戴洋伝に「君昔言平西在壽陽可得五年、果如君言。」とあり、『史記』

南越伝に「且先王昔言、事天子期無失禮、要之不可以說好語入見。」とあり、『梁書』任昉伝に「至是、故引昉符昔言焉。」とあり、『北史』寇讚伝に「明公憶疇昔言乎」とある。また、元祉墓誌銘に「昔言勿剪」とある。其信と同様の表現として緜静墓誌銘に「九言其信」とある。

150 允矣君子 誠の君子であるという意。『毛詩』小雅南有之什 車攻篇に「之子于征。有聞無聲。允矣君子。」とありこれが典故である。墓誌銘には劉襲墓誌銘に「允矣君子」とあり、康健墓誌銘に「允矣君子」とあり、吳方墓誌銘に「允矣君子」とあり、元広墓誌銘に「允矣君子」とある。

151 雲胡匪振 なぜ振れないのかという意。雲胡はなぜという意。『詩経』鄭風・風雨篇「既見君子、雲胡不夷」の毛伝に「胡、何。」とあり、鄭玄箋に「思而見之、雲何而心不説。」とある。

152 宝匣潜光 宝玉の箱は光を隠す意。宝匣は宝玉で飾った立派な箱。『隋書』音楽中 元會大饗に「圖開寶匣、檢封芝泥。」とある。潜光に隱藏光彩。三国魏曹植の「仙人篇」に「潜光養羽翼、進趨且徐徐。」とあり、『後漢書』鄭玄伝に「潜光隱耀、世嘉其高、皆悉稱公。」とあり、『晋書』郭瑀伝に「先生潜光九臯、懷真獨遠。」とある。また、韓華墓誌銘に「粉黛潜光」とある。

153 琨（鋌） 鋌毀刃 名刀は刃をこぼす意。琨（鋌）は鋭利で玉をも切るといふ。転じて名刀・宝剑を言う。『列子』湯問篇に「周穆王大征西戎、西戎獻鋌鋌の劍・火流之布、其劍長尺有咫、鍊鋼赤刃、用之切玉、如切泥焉」とあり、その注に「鋌鋌、龍劍也。」とあり、『孔叢子』陳士義に「周穆王大征西戎、劍鋌鋌之劍。」とある。

154 如何万古 古いことはいかがであろうか。万古は遠く古い。司馬遵業墓誌銘に「万古如□、□□黄泉。」とある。

155 終成一櫬 遂に一つの埋葬する形となりという意。終成は『後漢書』寇恂伝に「所以得專精山東、終成大業。」とあり、『晋書』周浚伝に「皆委頼俊哲、終成功業」とあり、『魏書』臨淮王譚伝に「徒有煩勞、終成委棄」とある。李翼夫人崔徽華墓誌銘に「終成一棺」とある。

156 天道何長 天道は長いことがあるかという意。楊珍墓誌銘に「人生何促、天地何長。」とあり、郭欽墓誌銘に「蘭台萃止、天道何長」とあり、獮生墓誌銘に「人事何促、天道何長」とある。

157 泉夜未央 冥土の世界はまだ半ばであるという意。

158 玉雞無旦 神鶏が鳴いても夜明けが来ないという意。玉雞は伝説中の神鶏。『神異経』東荒経に「蓋扶桑山有玉雞、玉雞鳴則金鶏鳴、金鶏鳴則石雞鳴、石雞鳴則天下之雞悉鳴。」とあり、『史記』封禪書に「或言是玉雞。」とあり、『宋書』符瑞上篇に「昭靈后游於洛池、有玉雞銜赤珠。」とある。無旦はあく

ことがない。

159 金爐詎香 金属の香炉はどのくらい香るのか。金爐は金属の香炉。『塩鉄論』貧富篇「歐冶能因國君之銅鐵以爲金鑪大鍾、而不能自爲壺鼎盤杆、無其用也。」の馬非百注に「金爐、疑即金香爐。」とある。詎はなんぞ。

160 雲悲暮櫛 雲が悲しそうに棺を見送っている意か。雲悲は雲が悲しそうに見えること。『梁書』豫章王綜伝に「雲悲海思徒揜抑」とあり、『魏書』任城王雲伝に「雲悲號動疾、乃許之。」とある。暮櫛は元孟瑜墓誌銘に「風声暮櫛」とある。

161 風切秋楊 風が秋の柳を切っている意。

162 式鑄幽壤 地下の世界のことを刻む意。幽壤は地下のこと。『晋書』礼志上篇に「若埋之幽壤、於情理未必咸盡。」とあり、『魏書』張普惠伝に「沉淪幽壤、緬焉弗收」とあり、『宋書』礼三に「若埋之幽壤、於情理未必咸盡」とある。元弼墓誌銘に「鑄石幽壤」とあるのと同意。

163 無絶遺芳 無絶遺芳は香りが絶たれない意。無絶は不断不尽。『礼記』文王世子篇に「骨肉之親、無絶也。」とあり、『楚辞』九歌・礼魂篇に「春蘭兮秋菊、長無絶兮終古」とある。遺芳は冬の枯れた花に残る蘭・菊・梅などの香り高い花のこと。『楚辞』遠游篇「誰可與玩斯遺芳兮、晨郷風而舒情」の王逸注に「斯遺芳、一本作、此芳草。」とある。常季繁墓誌銘に「無絶椒蘭」とあり、元純陀墓誌銘に「無絶芬芳」とあり、独孤華墓誌銘に「無絶芬芳」とあるのは同意。

※この研究は科研費 基盤研究(C)「水運を利用した南北朝から隋朝への石刻書法の伝播―篆書の墓誌蓋に注目して―」(課題番号 19K00157)の研究成果の一つである。令和元年九月二十八日に全国大学書道学会で発表を行い、その後、『大学書道研究』第十三号に投稿をした(掲載予定)。その研究の中で、辛穆墓誌銘、封之秉墓誌銘、元子正墓誌銘の共通性を調査したが、その裏付けとなる資料の一つとして訳注を作って出典を明らかにした。